

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月16日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第12号

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「の各号」を削り、「委員会の記録」を「委員会記録」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の議事は、速記法その他委員長が適当と認める方法によつて記録する。

第29条第3項中「第1項の記録」を「委員会記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(委員会記録)</p> <p>第29条 委員長は、書記をして次____ <u> </u>に掲げる事項を記載した<u>委員会記録</u> <u> </u>を作成し、他の委員1人とともに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>2 委員会の議事は、速記法その他委員長が適当と認める方法によつて記録する。</u></p> <p>3 <u>委員会記録</u> は、閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(委員会記録)</p> <p>第29条 委員長は、書記をして次の各号に掲げる事項を記載した<u>委員会の記録</u>を作成し、他の委員1人とともに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>2 前項の記録は、速記法によつて速記し、作成する。</u></p> <p>____</p> <p>3 <u>第1項の記録</u>は、閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。</p> <p>4 略</p>